

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	平野 貞夫 (民主)	清水 達雄 (自民)	円 より子 (民主)
理事	入澤 肇 (自民)	田村 耕太郎 (自民)	峰崎 直樹 (民主)
理事	野上 浩太郎 (自民)	西田 吉宏 (自民)	山根 隆治 (民主)
理事	森山 裕 (自民)	林 芳正 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	大塚 耕平 (民主)	溝手 顕正 (自民)	池田 幹幸 (共産)
理事	続 訓弘 (公明)	山下 英利 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	愛知 治郎 (自民)	大淵 絹子 (民主)	椎名 素夫 (無会)
	上杉 光弘 (自民)	櫻井 充 (民主)	
	尾辻 秀久 (自民)	平野 達男 (民主)	(16.2.5 現在)

財政金融

(1) 審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件、衆議院提出2件（うち、財務金融委員長1件）の合計12件であり、このうち内閣提出8件、衆議院提出2件の合計10件を可決し、内閣提出の**金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案**については、委員会審査中に本会議における中間報告の後、本会議において直ちに可決された。

また、本委員会付託の請願46種類746件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

外為法の改正 不審船による領海侵害や日本人拉致問題などが発覚し、その解決への進展が見られないことから、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とする**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案**が衆議院議員から提出された。委員会では、我が国単独で経済制裁を可能とする制度が及ぼす対外的影響、本改正が想定する経済制裁の発動対象等について質疑を行い、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

所得税法等の改正 平成16年度税制改正では、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続可能な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、公的年金控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止等年金税制の見直し、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長、エンジェル税制の拡充、法人の欠損金の繰越期間の延長等を内容とする**所得税法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、同法律案は今年度予算に計上された30兆900億円の特例公債を発行しようとする平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案と一括して審議され、政府の国債管理政策の基本的な考え方、プライマリー・バランスの試算における消費税の取扱い、所得資産格差の

拡大を踏まえた税制の在り方、年金課税の見直しが高齢者の家計に与える影響等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

金融の安定化 ここ数年、金融機関の自己資本が多額の不良債権処理や保有株式の評価損等により減少傾向にある一方、不良債権の早期処理と産業再生を図ることが金融機関の急務の課題となっている。その解決の基礎となる収益力強化には、新たなビジネス展開の拡大等の新たなリスクを伴うことから、自己資本の充実が求められている。こうした状況を背景として、金融機関に対する新たな公的資本増強制度を設けること等を内容とする**金融機能の強化のための特別措置に関する法律案**及び金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第102条第1号に基づく措置について、銀行持株会社を通じた資本増強を可能とすること等を内容とする**預金保険法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、両法律案を一括して審議し、資本増強に係る審査の信頼性及び透明性を確保するための制度的枠組みの概要、経営強化計画の目標未達成時における責任の所在等について質疑が行われた。本委員会では審査中の両法律案は、6月14日の本会議において、中間報告を求める動議が可決され、中間報告が行われた後、本会議において直ちに審議することの動議が可決され、討論の後、いずれも多数をもって可決された。

金融資本市場の基盤整備 金融資本市場の基盤整備を進める観点から、次の両法律案が提出された。**証券取引法等の一部を改正する法律案**は、銀行等による証券仲介業の解禁、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化等を内容とし、**株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案**は、安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築し、株式等の取引に係る決済の迅速化・確実化を図るため、新たに株式等を振替決済制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行う等所要の措置を講ずるものである。委員会では、両法律案が一括して審議され、銀行等の証券仲介業務に伴う弊害の防止策、課徴金制度導入の意義、株式等をペーパーレス化することによる効果と影響等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

国共済法の改正 国民年金及び厚生年金の制度改革にあわせて、国家公務員共済組合の長期給付に関し、厚生年金法の改正措置を踏まえた改正のほか、地方公務員共済組合との財政単位の一元化等を内容とする**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、年金積立金の運用の在り方、国共済年金における職域加算の性格等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

このほか、平成15年度補正予算に関連して平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の

再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案が可決されたほか、平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院財務金融委員長提出）及び関税定率法等の一部を改正する法律案が可決された。

〔国政調査等〕

平成15年11月29日、政府は、小泉内閣総理大臣を議長とする金融危機対応会議の議を経て足利銀行に対し預金保険法第102条第1項第3号措置の認定及び特別危機管理措置の開始を決定した。これを受け、第158回国会閉会後の12月5日、竹中内閣府特命担当大臣から金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告（12月2日提出）について説明を聴取した後、足利銀行の決算内容等について質疑を行った。次いで、16年1月15日参考人日向野足利銀行元頭取及び奥山日本公認会計士協会会長に対し、繰延税金資産計上についての足利銀行と監査法人の意見のやりとり、資産査定についての金融庁と足利銀行の見解の差異等について質疑を行った。

第159回国会開会後の平成16年3月11日、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について竹中内閣府特命担当大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月18日、経済成長と財政再建を同時に進めるための道筋、日本の金融経済における理論と実体の違い、名目長期金利と名目成長率の関係からみた財政再建の可能性等について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度財務省予算等の審査を行い、公共事業の削減を行う際の考え方、足利銀行の経営改善に向けた取組、国民年金特別会計における事務費の支出・査定の状況、公会計制度の充実に向けた取組等について質疑を行った。

4月13日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告（平成15年12月5日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、4月20日、上記報告に関し、日銀の量的緩和政策が果たした役割と成果、日銀の今後の金融政策の方向性等について質疑を行った。

5月11日、厚生労働省が発行する出版物の発注を巡る贈収賄事件、需要低迷期に規制緩和を行うことの妥当性等について質疑を行った。

6月3日、アジア・EU諸国との間の租税条約改正の目的と展望、格付機関の役割、景気回復の見通し、足利銀行問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年12月5日(金)(第158回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告に関する件について竹中内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、足利銀行に対する預金保険法第二条第一項第三号に基づく特別危機管理に関する件、足利銀行の決算内容に関する件等について竹中内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 矢野哲朗君(自民)、谷博之君(民主)、大塚耕平君(民主)、続訓弘君(公明)、大門実紀史君(共産)

○平成16年1月15日(木)(第158回国会閉会後第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 足利銀行に関する件について参考人株式会社足利銀行元取締役頭取日向野善明君及び日本公認会計士協会会長奥山章雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 矢野哲朗君(自民)、山根隆治君(民主)、平野達男君(民主)、続訓弘君(公明)、大門実紀史君(共産)

○平成16年2月5日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長田野瀬良太郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第2号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし
欠席会派 無会

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員水野賢一君から趣旨説明を聴いた後、同水野賢一君、同松原仁君、同上田勇君、谷垣財務大臣、阿部外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 平野達男君(民主)、池田幹幸君(共産)

- 平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案(閣法第2号)(衆議

院送付)

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、竹中内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成16年2月9日（月）（第2回）

- 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第1号）賛成会派 自民、民主、公明、無会

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第1号）賛成会派 自民、公明、無会

反対会派 民主、共産

- 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会

反対会派 なし

○平成16年3月11日（木）（第3回）

- 財政政策等の基本施策に関する件について谷垣財務大臣から所信を聴いた。
- 金融行政に関する件について竹中内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成16年3月18日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）、山口那津男君（公明）、池田幹幸君（共産）

- 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、伊藤内閣府副大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、続訓弘君（公明）

○平成16年3月24日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十六年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十六年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について谷垣財務大臣及び竹中内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石井財務副大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕入澤肇君（自民）、大塚耕平君（民主）、平野達男君（民主）、大門実紀史君（共産）、続訓弘君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
以上両案について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、山口総務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）

○平成16年3月25日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
以上両案について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大門実紀史君（共産）
- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月26日（金）（第7回）

- 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）
以上両案について討論の後、いずれも可決した。
（閣法第3号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産
欠席会派 無会
（閣法第5号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

欠席会派 無会

なお、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について
附帯決議を行った。

○平成16年3月30日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について谷垣財
務大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 円より子君（民主）、池田幹幸君（共産）

（閣法第6号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

欠席会派 無会

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月13日（火）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関
する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○平成16年4月20日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関
する件について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、山本財務副大臣、政府参考
人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君及び同銀行理事白川方
明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 平野達男君（民主）、大淵絹子君（民主）、続訓弘君（公明）、大門実紀
史君（共産）

○平成16年5月11日（火）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○財政の健全化に関する件について竹中内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、政府参考
人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成16年5月25日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月27日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、続訓弘君（公明）、池田幹幸君（共産）

○平成16年6月1日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣、石井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大塚耕平君（民主）、椎名素夫君（無会）

（閣法83号）賛成会派 自民、民主、公明、無会

反対会派 共産

（閣法84号）賛成会派 自民、民主、公明、無会

反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）
預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年6月3日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 租税条約の改正に関する件、格付機関の役割に関する件、景気回復の見通しに関する件、足利銀行に関する件等について谷垣財務大臣、竹中内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山根隆治君（民主）、大門実紀史君（共産）、椎名素夫君（無会）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕林芳正君（自民）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）

○平成16年6月10日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大塚耕平君（民主）、山口那津男君（公明）、池田幹幸君（共産）

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年6月15日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）、池田幹幸君（共産）

（閣法第47号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

欠席会派 無会

○平成16年6月16日（水）（第18回）

○請願第80号外745件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案 (閣法第1号)

【要旨】

本法律案は、平成十五年度一般会計補正予算（第1号）の編成に当たり、国債発行額を極力抑制するとの観点から、平成14年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成14年度の剰余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、平成15年度において、低温等による水稻、大豆等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、同勘定における積立金を歳入に繰り入れようとするものである。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第3号)

【要旨】

本法律案は、平成16年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成16年度における公債の発行等の特例

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成16年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成16年度一般会計予算において30兆900億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。
- 2 1による特例公債の発行は、平成17年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成16年度所属の歳入とす

る。

3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、年金事業等の事務費に係る国の負担の特例

国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法における事務費の国の負担に係る規定について、平成16年度における特例を定め、国の負担の軽減を図る。

三、施行期日

この法律は、平成16年4月1日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等につき所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住宅・土地税制

- 1 住宅借入金等に係る所得税額控除制度（住宅ローン減税）について、平成16年居住分を平成15年分と同じ制度（住宅ローンの残高5,000万円以下の部分につき、10年間、最高控除額500万円）とし、平成17年分以降については、税額控除期間10年間は維持しつつ、減税措置を重点化しながら平成20年分（住宅ローンの残高2,000万円以下の部分につき、最高控除額160万円）まで延長する。
- 2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合を適用対象に追加した上で、適用期限を3年延長する。また、居住用財産の譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、譲渡損失の繰越控除を認める制度を創設する。
- 3 平成16年1月1日から、土地、建物等の長期譲渡所得の税率を15%（現行20%）、短期譲渡所得の税率を一律30%（現行40%等）に、それぞれ引き下げるとともに、平成16年分の所得税から、土地、建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算及び長期譲渡所得の100万円特別控除を廃止する。

二、中小企業関連税制

- 1 非上場株式の譲渡益に対する税率を15%（現行20%）に引き下げる。
- 2 エンジェル税制について、適用対象となる特定中小会社の範囲に一定のグリーンシート銘柄会社及び一定のベンチャーファンドを通じて投資される会社を追加する等制度を拡充する。
- 3 取引相場のない株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例について、その対象となる中小同族株式等の価額の上限を10億円（現行3億円）に引き上げる。

三、金融・証券税制

公募株式投資信託について、譲渡益に対する税率を上場株式並みの7%に引き下げた上で、譲渡損失の繰越控除制度の対象に追加する。

四、年金税制

平成17年分の所得税から、老年者控除（現行50万円）を廃止するとともに、65歳以上の者に係る公的年金等控除について、現行の所得に応じて上乘せする措置を廃止した上で、公的年金等控除の最低保障額に50万円加算して120万円（現行140万円）とする特例措置を講ずる。

五、法人税制

- 1 平成13年4月1日以降開始される事業年度において生じた欠損金の繰越期間を5年から7年に延長し、これに併せ、法人税に係る除斥期間を延長する。
- 2 連結法人の法人税率の特例措置（連結付加税）を廃止する。

六、国際課税

租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例を創設するとともに、条約の特典が付与される適格な条約相手国の居住者に関する手続を整備する。

七、その他

特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

八、施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成16年4月1日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成16年度の租税減収見込額は、約180億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 国際課税全般にわたり、国際的な投資交流の促進と課税の適正化に向けた取組を一層進めること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、暫定関税率等の適用期限の1年延長及び個別品目の関税率の改正を行うとともに、知的財産権侵害物品の認定手続における輸入者名等の通報制度の導入、外国貿易船等が開港等に入港する際の旅客氏名表等の提出の義務化等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、暫定関税率等の適用期限の延長及び個別品目の関税率の改正

- 1 平成16年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。
- 2 石油化学製品製造用灯油及び軽油に係る軽減税率を設定する。

二、知的財産権侵害物品に係る認定手続の充実

特許権等の知的財産権を侵害するおそれのある物品に係る認定手続が開始された場合に、輸入者の氏名等を権利者に通報するなどの制度を導入する。

三、税関における水際取締りの強化

- 1 外国貿易船等が開港等に入港した際の旅客氏名表等の提出の義務化等を行う。
- 2 関税額の審査について、事後の調査に重点を移すため、貨物を輸入した者において当該貨物に係る帳簿を備え付け、当該帳簿を関係書類とともに保存することとし、併せて延滞税の税額を軽減するための措置等を講じる。

四、その他

その他所要の規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、平成16年4月1日から施行する。ただし、三、2（延滞税を軽減する措置を除く。）については、平成16年10月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成16年度一般会計の関税増収見込額は約4億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
 なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。
- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。
- 一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワ

シントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とする治安維持対策の遂行や、知的財産権侵害物品の水際取締りに当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

- 1 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社を除く。8を除き、以下同じ。）から平成20年3月31日までに、当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。また、銀行持株会社の子銀行の自己資本の充実のために行う当該銀行持株会社からの株式の引受けに係る申込みについても同様の規定を設ける。
- 2 金融機関等又は銀行持株会社が1の申込みをする場合には、機構を通じて、収益性及び効率性等の数値目標等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、2の経営強化計画の提出を受けたときは、金融、法律、会計等に関する有識者5名以内で組織される金融機能強化審査会の意見を聴かななければならない。
- 4 主務大臣は、2の経営強化計画の提出を受けたときは、当該計画の実施により収益性及び効率性等の向上が見込まれること等の要件すべてに該当する場合に限り、1の株式等の引受け等を行うべき旨の決定をする。また、当該決定の際には、2の経営強化計画を公表する。
- 5 4の決定に従い発行する議決権制限等株式等について、商法等の特例を設け、当該株式等の発行数に係る制限を適用しない。
- 6 4の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等又は銀行持株会社の子銀行が経営強化計画を変更しようとするときは、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出し、主務大臣の承認を受けなければならない。

- 7 4の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等又は銀行持株会社若しくはその子銀行に対し、経営強化計画の履行状況の報告義務を課すほか、経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等に係る規定を設ける。
- 8 4の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等が株式交換等又は合併等を行う場合において、経営強化計画の承継とその履行の確保等が適切に図られるよう、主務大臣の認可に係らしめる等、所要の規定を整備する。
- 9 4の決定に従い株式等の引受け等がなされた金融機関等又は銀行持株会社の子銀行は、当該引受け等に係る株式等の全部につき処分等が行われるまでの間に経営強化計画の実施期間が終了する場合には、当該計画の改定を行い、主務大臣の承認を受けなければならない。

二、金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関して、一とおおむね同様の枠組みを設ける。この場合において、抜本的な組織再編成等を行う金融機関等の経営強化計画の記載事項及び株式等の引受け等の決定に係る要件については、一の2及び4と一部異なる条件を設定する。

三、協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置

協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等に係る信託受益権等を機構が協同組織中央金融機関から買い取る形で行う資本の増強に関して、一と類似の枠組みを設ける。

四、預金保険機構の業務の特例等

- 1 この法律の目的を達成するため、機構は、協定銀行と金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定を締結し、及び当該協定を実施するための業務を行うことができる。
- 2 機構は、1の業務を行うため、必要に応じ、資金の借入れ等を行うことができる。また、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れ等に対し、保証を付すことができる。

五、その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 組織再編成促進特別措置法の関連規定の削除等、所要の規定を整備する。

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第102条第1項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社に対する資本増強を可能とする等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銀行持株会社に対する資本増強

- 1 預金保険機構（以下「機構」という。）は、第1号措置（第102条第1項第1号に規

定する第1号措置をいう。以下同じ。)に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社から期限内に第1号措置に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社と連名で、当該申込みに係る第1号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 1の申込みを行った銀行持株会社の子会社である第1号措置に係る認定に係る金融機関(以下「対象子会社」という。)は、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社と連名で、経営の合理化のための方策、責任ある経営体制(当該銀行持株会社の経営体制を含む。)の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全化計画を提出しなければならない。

3 銀行持株会社が1の申込みをした場合において、機構が、内閣総理大臣の決定に従い、当該銀行持株会社が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社は、遅滞なく、その対象子会社に対して株式等の引受け等(当該株式等の引受け等の額が当該株式の引受けの額を下回らないものに限る。)を行わなければならない。

二、商法等の特例

1 第1号措置に係る申込みが株式等の引受けであって、内閣総理大臣が第1号措置を行うべき旨の決定を行った場合に、当該引受け後における当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社の株式総数(以下「引受後株式総数」という。)が、商法で定められた上限を超えるときは、当該決定に従った株式等の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の上限を増加する特例を設ける。

2 第1号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社が第1号措置を行うべき旨の決定に従い発行する議決権制限株式等について、商法等の特例を設け、当該株式等の発行数に係る制限を適用しない。

三、株式交換等及び組織再編成の認可

第一号措置の適用を受けた金融機関等が株式交換等及び組織再編成を行う場合において、経営健全化計画の承継とその履行の確保等が適切に図られるよう、内閣総理大臣の認可に係らしめる等、所要の規定を整備する。

四、資金援助

優先株式等の引受け等に係る資金援助を受けた救済金融機関等の株式交換等及び組織再編成については、機構の承認を受けなければならない。

五、その他

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 その他所要の規定の整備を行う。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国家公務員共済組合制度に対する信頼を確保するとの観点から、年金額の水

準を自動的に調整する制度を導入するとともに、多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を発揮できる社会の実現に資する所要の改正を行い、あわせて地方公務員共済組合制度との長期給付（共済年金）の財政単位の一元化に係る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、厚生年金制度の改正等を踏まえた国家公務員共済年金制度の改正

- 1 共済年金の給付水準については、厚生年金に準拠して定める方式を維持し、その給付水準の調整は厚生年金と同一の比率で行うよう給付水準の自動改定制度を導入する。なお、保険料率は、従来と同様、5年ごとに財政再計算を行って定める。
- 2 基礎年金拠出金に対する国等の負担割合（現行は3分の1）を平成21年度までに2分の1に引き上げるほか、厚生年金制度の改正を踏まえ、共済年金について、厚生年金と同様に次の措置を講ずる。
 - ① 平成17年4月から、在職中の退職共済年金等に関する一律2割の支給停止措置を廃止する。
 - ② 平成17年4月から、育児休業中の保険料免除期間を子が3歳（現行は1歳）に達するまでの期間に延長する等次世代育成支援のための措置を拡充する。
 - ③ 平成19年4月から、離婚した場合の共済年金について、配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、分割できるようにする等年金分割制度を導入する。

二、国家公務員共済年金と地方公務員共済年金の財政単位の一元化

国家公務員共済組合制度と地方公務員共済組合制度の共済年金について、給付に要する費用の負担水準の均衡及び給付の円滑な実施を図るため、両制度間で財政調整を行い、保険料率を段階的に一本化する仕組みを導入する。

三、施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成16年10月1日から施行する。

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性にかんがみ、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化並びに銀行等の金融機関の証券業務の範囲の見直しによる有価証券の販売経路の拡充を行うとともに、有価証券の対象範囲の拡大、目論見書制度の合理化、最良執行義務に係る規定の整備等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券取引法等の一部改正

- 1 投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の投資者保護等に係る規定を適用する。
- 2 一定の有価証券に係る目論見書制度の合理化を図り、目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができる。

- 3 有価証券報告書等の虚偽記載等による損害賠償請求権の規定を整備し、虚偽記載等の公表日前後の平均価額の差額を一定の範囲内で損害額と推定する。
- 4 証券会社に対して、証券取引に係る顧客の注文を最良の条件で執行する義務（以下「最良執行義務」という。）を課すほか、最良執行義務の履行に関して、所要の規定を整備する。
- 5 銀行等の金融機関が証券会社等との間で株式等の売買の媒介等の業務を営むこと等を解禁する。
- 6 証券取引法上の違反行為を行った者に対して、課徴金を課する制度を設けるほか、課徴金の賦課の対象となる違反行為、課徴金額の算定方法及び課徴金の賦課手続等について、所要の規定を設ける。
- 7 証券会社等、外国証券会社の支店等及び金融先物取引業者等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大するほか、社債等登録法等に基づく検査権限を新たに証券取引等監視委員会に委任する。

二、その他

- 1 この法律は、一部を除き、平成17年4月1日から施行する。
- 2 所要の経過措置等を定める。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、証券取引等の公正性を確保し、投資家保護等を期するため、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害を防止するための措置を十分に講ずること。
- 一 新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含め、投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。
- 一 金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての効率性を確保するよう、行政及び自主規制機関等の検査等の在り方についても検討を行うこと。
- 一 銀行等による証券仲介業務の解禁が、中小証券会社等の健全な経営等の確保にも資するよう配慮すること。
- 一 株式等の振替制度への移行にあたっては、中小証券会社等に与える負担に配慮し、振替制度に係るコストの低減が図られるよう努めること。

右決議する。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）

【要旨】

本法律案は、より安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、株式、新株引受権、投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利等（以下「株式等」という。）の取引に係る決済の合理化を図るため、株式等を振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行う等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社債等の振替に関する法律の一部改正

- 1 社債、国債等の振替による権利移転を規定する現行の法律を改正し、振替の対象となる有価証券に株式等を加える。これに伴い、法律の題名を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。
- 2 株券不発行会社（株式の譲渡制限会社を除く。）の株式で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、振替口座簿の記載又は記録により定まることとし、振替株式について振替手続等の整備を行うほか、権利行使等について商法の特例となる規定を設ける。
- 3 新株引受権、投資口等についても、株式と同様の振替が行えるよう規定を整備する。

二、商法の一部改正

- 1 会社は、定款で株券を発行しない旨の定めをすることができることとし、その会社の株式の移転は、取得者の氏名及び住所を株主名簿に記載又は記録しなければ、第三者に対抗できない。
- 2 株式の譲渡制限のある会社は、株主の請求がない限り株券を発行することを要しない。
- 3 株主名簿の閉鎖期間を廃止する等その他所要の規定の整備を行う。

三、その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、株券不発行制度の整備のための二及びその他所要の改正については公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保管振替法」という。）に基づく保管振替株券に係る株式を、一の施行日に振替株式とする等の特例措置を設けるとともに、保管振替法を廃止する。
- 3 その他所要の規定の整備を行うとともに、経過措置等を定める。

【附帯決議】

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）と同一内容の附帯決議が行われている。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（衆第1号）

【要旨】

本法律案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置を講ずべきことを決定することができることとし、閣議決定が行われたときは主務大臣が支払について許可を受ける義務を課することができるようにする等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

外国為替及び外国貿易法の目的において、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持の観点を示す。

二、我が国の平和及び安全の維持のための措置等

- 1 ① 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置（閣議決定に基づき主務大臣により行われる2から3までによる措置をいう。）を講ずべきことを決定することができる。
- ② 政府は、①の閣議決定に基づき対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から20日以内に国会に付議し、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。また、不承認の議決があったときには、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。
- 2 主務大臣が、支払等、資本取引、特定資本取引及び役務取引等について許可を受ける義務を課することができる場合として、1①の閣議決定が行われた場合を加える。また、財務大臣が、対外直接投資の内容の変更又は中止を勧告することができる場合として、1①の閣議決定が行われた場合を加える。
- 3 輸出及び輸入について、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は1①の閣議決定を実施するため、承認を受ける義務を課せられることがある旨を明記する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は、外国為替及び外国貿易法第10条に基づき、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして閣議により措置を講ずべきことを決定し、当該措置を講じた場合には、速やかにその理由を公表すること。

右決議する。

平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の
臨時特例に関する法律案（衆第2号）

【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成15年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 二、農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成15年度における租税の減収見込額は、約5億円である。